

大和郡山市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の撤去を促進し、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、その撤去に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校が定める学校安全計画による通学路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀及び門柱等をいう。
- (3) 撤去工事 次条第2号に規定するブロック塀等の全部を撤去する工事又は当該ブロック塀等の全部について、道路等の路面若しくは地表面からその上端部までの高さを80センチメートル未満とする工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に設置されたものであること。
- (2) 道路等の路面又は地表面からブロック塀等の上端部までの高さが80センチメートル以上のもので、道路等に面しているもの又は当該高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いものであること。
- (3) 別表に掲げる基準を満たさない項目があること。
- (4) 同一敷地内において過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象ブロック塀等の所有者（共有の場合にあっては、共有者全員の合意による代表者）又は管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 大和郡山市に納税義務の生じた市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納している者
- (2) 本人又はその世帯構成員が大和郡山市暴力団排除条例（平成23年12月大和郡山市条例第21号）第2条に規定する暴力団員等である者

(撤去工事期間)

第5条 補助対象ブロック塀等の撤去工事の期間については、補助を申請する年度内において当該撤去工事が完了し、市長の検査が受けられるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の撤去工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は撤去する補助対象ブロック塀等の見付面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大和郡山市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事契約の締結前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の詳細が明らかな工事見積書

- (2) 補助対象ブロック塀等に該当することを示す写真等
- (3) 付近見取り図・配置図
- (4) ブロック塀等点検表(様式第2号)
- (5) 市税状況申出書(様式第3号)
- (6) 誓約書兼承諾書(様式第3号の2)
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大和郡山市ブロック塀等撤去
工事補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとし
る。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要
な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、
大和郡山市ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書(様式第5号)に
より申請者に通知するものとする。
(工事の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、
第8条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大和郡山市ブロ
ック塀等撤去工事補助金交付変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなけ
ればならない。

- 2 市長は、前項の変更申請書を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、大和郡山市ブロック塀等撤去工事補助金変更交付決定
通知書(様式第7号)により被交付決定者に通知するものとする。

- 3 被交付決定者は、第8条の規定による申請を取り下げるときは、大和郡山
市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請取下届(様式第8号)を市長に提出
しなければならない。
(実績報告)

第11条 被交付決定者は、撤去工事の完了後、速やかに大和郡山市ブロック
塀等撤去工事实績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に
提出しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて現場で
検査を行うことができる。

- (1) 撤去工事の契約書の写し(契約日は、補助金交付決定日以降の日付である
ものに限る。)
- (2) 撤去工事の写真(着工前及び竣工後)
- (3) 撤去工事に要した経費に係る領収書の写し(作成年月日、施工業者の名称、
所在地の記載及び押印のあるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審
査し、補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を大和郡山市
ブロック塀等撤去工事補助金交付額確定通知書(様式第10号)により被交
付決定者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第13条 被交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、大和郡山
市ブロック塀等撤去工事補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなけ
ればならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受領した日から30日以内にこれを交付するものと
する。
(報告等)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認め
るときは、被交付決定者に対し、その撤去工事の実施について報告を求め、又
は必要な指示を行うことができる。

(補助金の返還命令等)

第15条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められ
る場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交

付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 前条の指示に従わなかったとき又は第 11 条の検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害については、市は、一切その責を負わない。
- (その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

□コンクリートブロック造の塀等

項目		基準
①	高さ	2. 2メートル以下とすること。
②	壁の厚さ	塀の高さが2メートルを超える塀の厚みは、15センチメートル以上とすること。
		塀の高さが2メートル以下の塀の厚みは、10センチメートル以上とすること。
③	鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。 鉄筋の末端は、鍵状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれ鍵掛けして定着すること。
④	控壁 (高さが1.2メートルを超えるとき)	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面からの高さの5分の1以上突出したものを設けること。
⑤	基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき)	基礎の丈は35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎があること。
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いておらず、1ミリメートル以上のひび割れがないこと。
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかないこと。
⑧	その他	塀が土留め壁を兼ねていないこと。 玉石積み擁壁等の上でないこと。

□組積造（れんが造、石造、鉄筋のないコンクリートブロック造）の塀等

項目		基準
①	高さ	高さは、1.2メートル以下とすること。
②	壁の厚さ	各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
③	鉄筋	—
④	控壁 (高さが1.2メートルを超えるとき)	塀の長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した擁壁を設けること。
⑤	基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき)	基礎の根入れ深さは、20センチメートル以上とすること。
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いておらず、1ミリメートル以上のひび割れがないこと。
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかないこと。
⑧	その他	塀が土留め壁を兼ねていないこと。 玉石積み擁壁等の上でないこと。